

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2025年4月1日号

### 法定実効税率についての最新情報

～令和7年3月決算を迎えるに当たり、最新の税制改正を確認～

#### Executive Summary

- 令和7年度税制改正法は令和7年3月31日に成立し、令和8年4月1日以後開始事業年度について防衛特別法人税（法人税額に対し税率4%）が課されることとなった。令和7年3月決算における税効果会計の適用に当たり、対象事業年度の法定実効税率の計算において考慮する必要がある。
- 令和6年度税制改正により外形標準課税の適用対象法人についての改正が行われ、将来の外形標準課税の適用の有無に影響がある場合があるため、考慮する必要がある。

#### 1. 法定実効税率に関する税制改正の概要

税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされている（企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項～第49項）ため、改正税法が決算日（令和7年3月31日）までに成立した場合には、法定実効税率の計算に織り込む必要がある。

近年の税制改正のうち、法定実効税率の計算に影響を及ぼし得る税制改正は、次のとおりである。

##### (1) 防衛特別法人税の創設（令和7年度税制改正）

令和7年度税制改正についての「所得税法等の一部を改正する法律」（以下「令和7年度税制改正法」）は令和7年3月31日に成立し、令和7年3月決算の税効果会計において考慮する必要がある。

令和7年度税制改正法においては、まず、防衛特別法人税が創設され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとされた。概要は次のとおりである。

項目	改正内容
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人 （人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む）
課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される。
税額の計算方法	防衛特別法人税額 = (基準法人税額 - 基礎控除額 年 500 万円) × 4%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防衛特別法人税額 = 各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）×税率4%</li> <li>■ 課税標準法人税額 = 基準法人税額から基礎控除額を控除した金額</li> <li>■ 基準法人税額：次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 所得税額の控除</li> <li>➢ 外国税額の控除</li> <li>➢ 分配時調整外国税相当額の控除</li> <li>➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除</li> <li>➢ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算</li> <li>➢ 控除対象所得税額等相当額の控除</li> </ul> </li> <li>■ 基礎控除額：年 500 万円 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ なお、通算法人の基礎控除額は、年 500 万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。この配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。</li> </ul> </li> <li>■ 次の税額控除が行われる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国税額の控除</li> <li>➢ 分配時調整外国税相当額の控除</li> <li>➢ 控除対象所得税額等相当額の控除</li> <li>➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除</li> </ul> </li> </ul>
申告及び納付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用される。</li> </ul> </li> <li>■ 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とされる。</li> <li>■ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされる。</li> <li>■ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付される。</li> <li>■ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に 4% を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付される。</li> </ul>
その他質問検査、罰則等	各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置がとられる。
適用関係	令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。中間申告については、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用される。

防衛特別法人税は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から課されるが、税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされている。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）から[補足文書「2025 年 3 月期決算における令和 7 年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」](#)（令和 7 年 2 月 20 日）（ASBJ ウェブサイト（PDF））が公表されており、以下のように整理されている。

11. 改正税法が 2025 年 3 月 31 日までに成立した場合、同日に決算日を迎える企業にあっては、税効果会計の適用における 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する必要があると考えられる。

(中略)

13. 防衛特別法人税については、税効果適用指針第 46 項に掲げる税金には明示されていないものの、法人税に対する付加税として課されるものであるため、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等（税効果適用指針第 4 項(2)）に該当すると考えられる。したがって、改正税法が成立した場合には、法人税、地方法人税及び特別法人事業税（基準法人所得割）と同様に取り扱い、次の算式により法定実効税率を算定することが税効果適用指針の趣旨に合うこととなると考えられる。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

(注) 第 6 項に記載のとおり、防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として 500 万円を控除することが予定されているが、上述の算式においては考慮していない。

したがって、令和 7 年 3 月決算に当たり、令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度についての法定実効税率の計算においては、法人税率に乗ずる防衛特別法人税率を考慮する必要がある。

## (2) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、適用税率や対象法人の見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長された。

見直しの具体的な内容は次のとおりである。

項目	改正前	改正後
軽減税率の特例の内容	所得の金額のうち年 800 万円以下の部分について、軽減税率 19%（本則）が適用さらに時限的に軽減され、軽減税率の特例 15%が適用（租税特別措置）	所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率が 17%（改正前：15%）に引き上げられた。  所得金額が 10 億円以下の事業年度の年 800 万円以下の金額については改正前と同様の軽減税率の特例（15%）が適用される。
適用対象法人	当該各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの等（適用除外事業者、大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く）	適用対象法人の範囲から通算法人が除外された。
適用期限	令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度	2 年延長され、令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

当該改正後に適用される法人税率はおおむね以下のとおりとなる。

法人区分		所得区分	税率
大法人		—	23.2%
中小法人 (大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く)	所得 10 億円超 (適用除外事業者、通算法人等を除く)	年 800 万円超の所得金額	23.2%
		年 800 万円以下の所得金額	17% (本則 19%)
	所得 10 億円以下 (適用除外事業者、通算法人等を除く)	年 800 万円超の所得金額	23.2%
		年 800 万円以下の所得金額	15% (本則 19%)
適用除外事業者 (過去 3 年平均で所得 15 億円超)、通算法人 (大通算法人を除く)	年 800 万円超の所得金額	23.2%	
	年 800 万円以下の所得金額	19%	

### (3) 外形標準課税についての改正 (令和 6 年度税制改正)

令和 6 年度税制改正では外形標準課税についての改正が行われたため、外形標準課税の適用有無について影響がある場合には、それを考慮して将来の法定実効税率を計算する必要がある。

この改正は①減資への対応、②100%子法人等への対応の 2 種類の内容で構成されている。

- ① 減資への対応は、前事業年度に外形標準課税の対象法人が減資を行って資本金 1 億円以下にしたとしても、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるときは外形標準課税の対象から外れないという内容である (地法附則 8 の 3 の 3)。

当該改正は令和 7 年 4 月 1 日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される (R6 改正地法附 1 三、6、7①)<sup>1</sup>。

- ② 100%子法人等 (特定法人との間に特定法人による完全支配関係 (法法 2 十二の七の六) がある法人。以下同じ) への対応は、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等 (資本金 1 億円以下である場合等や、非課税・所得割のみで課税される種類の法人である場合を除く。以下:「特定法人」) の 100%子法人等については、資本金 1 億円以下であったとしても、資本金と資本剰余金の合計額<sup>2</sup>が 2 億円を超えるものは外形標準課税の対象とされるという内容である (地法 72 の 2①-ロ)。当該改正は令和 8 年 4 月 1 日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用される (R6 改正地法附 1 四、6・8①)。

3. (2)にて、特定法人の 100%子法人等が令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度につき外形標準課税の適用対象になる前提の税率推移を検討する。

なお、これらの改正についての詳細は「[外形標準課税の対象法人の見直し～令和 6 年度税制改正大綱に基づいた考察](#)」(Japan Tax Newsletter 2024 年 1 月 19 日号 デロイト トーマツ税理士法人 ウェブサイト)をご参照いただきたい。

1 公布日 (令和 6 年 3 月 30 日) を含む事業年度の開始の日の前日 (3 月決算の場合、令和 5 年 3 月 31 日) から施行初年度開始日の前日 (3 月決算の場合、令和 7 年 3 月 31 日) までの間に終了したいずれかの事業年度において外形標準課税の対象であった場合には、施行初年度 (3 月決算の場合、令和 8 年 3 月期) の前事業年度において外形標準課税の対象であったものとして扱われることとされている (公布日 (令和 6 年 3 月 30 日) を含む事業年度の前事業年度 (3 月決算の場合、令和 5 年 3 月期) に外形標準課税の対象であって、公布日の前日 (令和 6 年 3 月 29 日) に資本金 1 億円以下であり、その後公布日 (令和 6 年 3 月 30 日) から施行初年度開始日の前日 (令和 7 年 3 月 31 日) までに終了した事業年度において外形標準課税対象外である場合を除く) (R6 改正地法附 7②)。

2 公布日 (令和 6 年 3 月 30 日) 以後に当該 100%子法人等がその 100%親法人等に対して資本剰余金の減少を伴う剰余金の配当・出資の払戻しを行った場合には、当該減少額を加算した金額とされる。

## 2. 外形標準課税適用法人（主に大法人）についての法定実効税率

外形標準課税適用法人については、令和9年3月期以降について防衛特別法人税を考慮する必要があり、法定実効税率は以下のように計算される。

【大法人（外形標準課税対象）】

	当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応初 年度 (令和9年3月期)		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人税等							
A 法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	
B 地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	B
C 法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C=A×B
D 法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D=A+C
住民税							
E 住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	E
F 法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F=A×E
事業税等							
G 事業税所得割税率	1.00%	1.18%	1.00%	1.18%	1.00%	1.18%	G
H 特別法人事業税率	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	H
I 事業税標準税率×特別法人事業税率	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	I=G(標準税率)×H
J 事業税・特別法人事業税計	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	J=G+I
K 表面税率	30.81%	31.78%	30.81%	31.78%	31.74%	32.71%	K=D+F+J
L 分母	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	103.60%	103.78%	L=1+J
M 実効税率	29.74%	30.62%	29.74%	30.62%	30.64%	31.52%	M=K÷L

(外形標準課税対象) (外形標準課税対象) (外形標準課税対象)

(注)

- ・ 住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率による。
- ・ 特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

なお、令和6年3月期において外形標準課税適用対象であった法人が令和7年3月期に減資をして資本金1億円以下になったとしても、令和8年3月期には①減資への対応の適用が開始し外形標準課税の適用対象になるため、注意が必要である。詳細は「[外形標準課税の対象法人の見直し～令和6年度税制改正大綱に基づいた考察～](#)」(Japan Tax Newsletter 2024年1月19日号 デロイトトーマツ税理士法人 ウェブサイト)をご参照いただきたい。

### 3. 外形標準課税不適用法人についての法定実効税率

#### (1) 外形標準課税不適用法人（100%子法人等への対応に該当しない例）

外形標準課税不適用法人についても、令和9年3月期以降について防衛特別法人税を考慮する必要がある。法定実効税率は以下のように計算される。

【外形標準課税対象外】

	当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応初年度 (令和9年3月期)		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
法人税等							
A 法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	
B 地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	B
C 法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C = A×B
D 法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D = A + C
住民税							
E 住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	E
F 法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F = A×E
事業税等							
G 事業税所得割税率	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	G
H 特別法人事業税率	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	H
I 事業税標準税率×特別法人事業税率	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	I = G (標準税率) × H
J 事業税・特別法人事業税計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	J = G + I
K 表面税率	36.80%	38.07%	36.80%	38.07%	37.73%	39.00%	K = D + F + J
L 分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	L = 1 + J
M 実効税率	33.58%	34.59%	33.58%	34.59%	34.43%	35.43%	M = K ÷ L

(外形標準課税対象外)

(外形標準課税対象外)

(外形標準課税対象外)

(注)

- ・中小法人の軽減税率について1.(2)の税制改正が行われているが、年800万円以下の所得の部分のみに適用される税率であり、当該計算においては考慮していない。
- ・住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率（外形標準課税不適用法人の事業税所得割税率については軽減税率不適用法人に対する税率）による。
- ・特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

(2) 100%子法人等への対応により外形標準課税対象となる例

1 (1)②の100%子法人等への対応により、特定法人の100%子法人等で資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、令和8年4月1日以後開始事業年度につき、外形標準課税の対象とされる。当該100%子法人等への対応措置により新たに外形標準課税の対象になる法人については、適用初年度とその翌年度についてその負担を軽減する措置が設けられており（R6改正地法附8②）、この負担軽減措置について、税額が増加する事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）を軽減する措置と解釈する場合、当該措置の適用対象となる法人についての法定実効税率の推移は次のとおりとなる。

【外形標準課税対象外⇒対象】

	当期 (令和7年3月期)		来期 減資への対応初年度 (令和8年3月期)		2年後 防衛特別法人税初年度 100%子法人への対応初年度 (令和9年3月期)		
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
A 法人税等							
法人税率	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	23.20%	A
地方法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	
防衛特別法人税率					4.00%	4.00%	
地方法人税率+防衛特別法人税率	10.30%	10.30%	10.30%	10.30%	14.30%	14.30%	B
C 法人税率×(地方法人税率+防衛特別法人税率)	2.39%	2.39%	2.39%	2.39%	3.32%	3.32%	C=A×B
D 法人税率・地方法人税率計	25.59%	25.59%	25.59%	25.59%	26.52%	26.52%	D=A+C
E 住民税							
住民税法人税割税率	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	7.00%	10.40%	E
F 法人税率×住民税法人税割税率	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	1.62%	2.41%	F=A×E
G 事業税等							
事業税所得割税率	7.00%	7.48%	7.00%	7.48%	1.00%	1.18%	G
H 特別法人事業税率	37.0%	37.0%	37.0%	37.0%	260.0%	260.0%	H
I 事業税標準税率×特別法人事業税率	2.59%	2.59%	2.59%	2.59%	2.60%	2.60%	I=G(標準税率)×H
J 事業税・特別法人事業税計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	3.60%	3.78%	J=G+I
K 表面税率	36.80%	38.07%	36.80%	38.07%	31.74%	32.71%	K=D+F+J
L 分母	109.59%	110.07%	109.59%	110.07%	103.60%	103.78%	L=1+J
M 実効税率	33.58%	34.59%	33.58%	34.59%	30.64%	31.52%	M=K÷L
	(外形標準課税対象外)		(外形標準課税対象外)		(外形標準課税対象)		

(注)

- ・中小法人の軽減税率について1.(2)の税制改正が行われているが、年800万円以下の所得の部分のみに適用される税率であり、当該計算においては考慮していない。
- ・住民税法人税割・事業税所得割の超過税率は東京都における税率（外形標準課税不適用法人の事業税所得割税率については軽減税率不適用法人に対する税率）による。
- ・特別法人事業税は、標準税率により計算した法人事業税所得割額を課税標準とするため、事業税所得割の標準税率×特別法人事業税率の算式により法定実効税率を計算する。

4. おわりに

以上のように、令和7年度税制改正により創設された防衛特別法人税について、税効果会計の適用にあたっては、令和8年4月1日以後開始事業年度の法定実効税率の計算に考慮する必要がある。また、外形標準課税についての令和6年度税制改正により将来の外形標準課税の適用有無が変わる可能性についても考慮する必要がある。

なお、税効果会計の適用に当たっては、会計基準その他における取扱いを確認する必要がある点をご留意いただきたい。

(東京事務所 大野 久子)

【参考】

[法定実効税率についての最新情報～令和6年3月決算を迎えるに当たり、外形標準課税の改正等を確認～](#)

Japan Tax Newsletter：2024年4月1日号

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

ビジネスタックスサービス [www.deloitte.com/jp/business-tax](http://www.deloitte.com/jp/business-tax)

令和 7 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人 は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人 の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ベンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301